

『H30年度税制改正大綱(10) 大法人はe-Tax義務化』

今度の改正では、**税務手続の電子化等がいつそう推進される**。大法人の法人税・地方法人税・消費税の確定申告書・中間申告書・修正申告書の内容は、e-Taxによる提供が義務づけられた。電気通信回線の故障、災害等の理由で困難と認められる場合を除き、電子申告がなされない法人は無申告として扱われる。ただし、期限内に主要な部分が電子的に提出されれば無申告加算税は課されない。法人住民税・法人事業税の確定申告書は、地方税共同機構(仮)が運営するe-TAXを通じた提供となる。法人税申告書の添付書類も電子申告が義務化されるが、光ディスクでの提出も認められるほか、別表(明細記載を要する部分)、財務諸表、勘定科目内訳明細書のデータ形式が柔軟化(CSV等)される。法人税等は32年4月1日以降に始まる事業年度から、消費税は同日以後に始まる課税期間からの適用。連結子法人の個別帰属額等については、電子情報処理組織の使用または光ディスク等の提供により親法人がその所轄税務署に提出すると、子法人がその本店等の所轄税務署に提出したとみなされる。また、**源泉徴収義務者の行う生命保険料控除・地震保険料控除・住宅ローン控除に係る年末調整手続では、控除申告書を電磁的方法で提供できることとなった**。



『競馬馬券の払戻金の課税取扱い 国税庁が考え方を公表』

競馬の馬券の払戻金が一時所得と雑所得のいずれに該当するか、外れ馬券の購入費用が必要経費として控除できるか、が争われていた裁判において、最高裁平成29年12月15日判決は、雑所得に該当、外れ馬券費用は必要経費に該当すると判断。また、最高裁平成29年12月20日(上告棄却)は、一時所得に該当、外れ馬券費用は必要経費に該当しない、と判断した。

国税庁は、競馬の馬券の払戻金の所得区分について、馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して定めた独自の条件設定と計算式に基づき、又は予想の確度の高低と予想が的中した際の配当率の大小の組合せにより定めた購入パターンに従って、偶然性の影響を減殺するために、年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入するなど、年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら多数の馬券を購入し続けることにより、で多額の利益を上げ、回収率が馬券の当該購入行為の期間総体として100%を超えるように馬券を選別して購入し続けてきたことが客観的に明らか場合は、雑所得に該当するとした。上記に該当しない「**いわゆる一般の競馬愛好家の方**」については、従来どおり一時所得に該当し、外れ馬券の購入費用は必要経費として控除できないとしている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます